

2019年3月8日

2019年パラ馬術 育成指定選手の選考規程

一般社団法人日本障がい者乗馬協会

パラ馬術競技本部



1. 目的

パラリンピック及び FEI 主催の国際大会等で今後活躍が期待される選手に対し、2019 年度育成選手への認定を行い、競技会参加等への支援を実施し、将来的な日本チームの中核を担う選手の技術向上を推進する。

2. 対象

2019年4月1日～2019年12月31日

3. 選考対象者

- 1) 日本国籍を有し、一般社団法人日本障がい者乗馬協会（以下 JRAD）の団体登録と日本馬術連盟の選手登録が完了していること
- 2) 国内クラシフィケーション又は FEI クラシフィケーションが確定していること
- 3) 健康上の問題がなく、馬術競技を行なう上で心身ともに適した状態であること
- 4) トップアスリートとして、礼儀と規律を順守し日本の代表と成り得る者
- 5) 別途定める強化指定選手以外の者
- 6) 2018年1月～12月末の間で国内主催・共催競技又は CPEDI 競技に出場した者
- 7) 2019年の JRAD が主催する国内合宿に参加する者
- 8) 2019年の JRAD が主催・共催する国内競技又は CPEDI に参加する者
- 9) JRAD が認定する育成選手枠は6人を上限とする。

4. 選考基準

- 1) 2018年1月～12月末の競技会参加実績のある選手を対象とし、2019年度強化指定選手以外の選手を対象に、パラ馬術強化本部が面接を踏まえ選考を実施する。(事務局1名が面接には同席)
- 2) 育成指定認定へ希望を挙げる者は2019年3月14日迄に公募用紙とレポートを提出し、その中から2019年3月15日～17日に御殿場市馬術・スポーツセンターにて面接を実施する。育成指定選手の認定結果はJRADのホームページで2019年3月末までに発表する。
- 3) 選考にあたっては、下記内容等を踏まえ、総合的に判断をする
 - ①2018年の試合への参加回数と成績
 - ②2019年の試合への参加意思
 - ③2019年以降の海外試合への参加意思
 - ④国内で開催される強化合宿への参加意思
 - ⑤今後の抱負についてのレポート
 - ⑥2018年度の月次活動実績、活動内容
 - ⑦2019年度の月次活動実績、活動内容

5. 選考見直し

- 1) 育成指定選手の見直しは、基本的に年一回とする。

6. 育成指定選手の決定及び取り消し

- 1) 対象選手の指定は、選考結果を受け、通知を行い、承諾書の提出を持って決定する。
- 2) 育成指定選手に決定した選手であっても行動規範に反する行為や、トップアスリートとしての適格性に欠ける状態や行為があった場合、JRADは当該選手の指定を撤回する事ができる。また、怪我や故障等で年度内での選手活動の続行が困難と判断した場合、育成指定を撤回する事ができる。
- 3) 選考対象者の内容から不足があった場合、育成指定を撤回する事ができる。

7. 行動指針

育成指定選手に決定した者は、日本を代表する選手の一員としての自覚を持ち、競技力向上の為最善の努力を常とし、以下の事項を遵守しなければならない。

- ・チームワークを重んじ、常に馬術の技術向上に努めること
- ・他の選手の模範となること
- ・日本を代表する選手であることを自覚し、行動、発言には十分注意すること
- ・選手、対象馬を問わず、重大な事故があった場合は理事長宛文書にて報告すること
- ・競技者並びに馬のドーピング防止及び薬物規制に関する諸規程をよく理解し、これに抵触する事が無い様十分に注意すること

8. その他

1) 選考結果に対する異議申し立ては、選考が選考基準に則って行われていない時もしくは選考過程で情実があった場合にのみ行なう事ができる。選手はJSAA(公益法人日本スポーツ仲裁機構)に異議申し立てをする権利を有する。

JRADはJSAAによる仲裁を応諾する。

2) 育成指定になった選手は、JRADが主催する国内合宿及び主催・共催競技会に参加を義務付ける。但しやむを得ない事情で参加出来ない場合はその全てではない。

以上